

申告を忘れていたとき

- 期限内に申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。
- 申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といいます。
期限後申告をしたり、申告をしないために税務署から所得金額の決定を受けたりすると、納めるべき税額の15%又は20%の無申告加算税(重加算税は40%)がかかります。期限後申告によって納める税金は、申告書を提出した日が納期限となります。
また、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。
- 申告書の用紙は国税庁ホームページの「税務手続の案内」からダウンロードしていただくか、税務署の窓口で入手できます。
なお、納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関で用意しています。
注:災害等により、期限までに申告や納付が出来ない場合は、納税を一定期間猶予したり、申告や納付などの期限を延長する制度があります。
→P19・20「災害等があったとき」参照

税金って
どうやって
納めれば
いいの?



税金の納付と還付

申告所得税及び復興特別所得税などの納付には、電子納税や振替納税が便利です。また、還付金の受取には、預貯金口座への振込みをご利用ください。

納付の方法

①電子納税(e-Tax)

e-Taxを利用することにより、全ての税目について、ダイレクト納付、インターネットバンキングによる納付ができます。

- 電子納税(e-Tax)を利用すると金融機関の窓口に向く必要がないため、金融機関の場所や受付時間などの制約がなくなるほか、現金等を持ち歩く必要がないので安心です。ご利用に当たっては、e-Taxの開始届出書の提出など事前の手続が必要です。
→P38「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」参照

②振替納税

申告所得税及び復興特別所得税と個人事業者の消費税及び地方消費税については、振替納税がご利用いただけます。

- 振替納税のご利用に当たっては、あらかじめ納期限までに所轄の税務署又は預貯金先の金融機関に口座振替依頼書を提出してください。
- 口座振替依頼書は、税務署に用意してあるほか、国税庁ホームページの「税務手続の案内」からダウンロードできます。
- 振替納税は税目ごとに手続が必要ですが、一度手続を行うことで、同一税目の次回以降の納付も振替納税となります。
- 確定申告分の振替納税は、申告期限までに申告書を提出した場合に限り利用できます。
注:インターネット専用銀行等の一部金融機関及びインターネット支店等の一部店舗では振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については、取引先の金融機関にお問い合わせください。

③現金納付

現金に納付書を添えて、金融機関又は所轄税務署の窓口で納付します。

- 申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありません。
- 納付書は、源泉所得税及び復興特別所得税とその他の税目(一般用)では様式が異なります。
- 源泉所得税及び復興特別所得税の納付書は、所轄税務署の窓口でお受け取りください。
- コンビニ納付には、バーコード付納付書が必要です。現金にバーコード付納付書(納付金額が30万円以下で、一定の場合に所轄の税務署等から発行されます。)を添えて、コンビニで納付してください。

④延納・物納

相続税・贈与税については、納期限までに納付できない場合の延納制度があり、相続税については、延納によっても金銭納付が困難で、一定の要件を満たす場合には、物納制度があります。

還付金の受取方法

- 還付金の受取には、預貯金口座への振込みによる方法と郵便局等に向いて受け取る方法があります。
預貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座に還付金が直接振り込まれますので、大変便利です。

<預貯金口座への振込み>

- 確定申告書に、振込先の金融機関名、預貯金の種別、口座番号を正確に記載してください(ご本人名義の口座に限ります。)
なお、ゆうちょ銀行を指定する場合は、記号番号のみを記載してください。
注:次の場合は振込みができません。
①預貯金口座の名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合
②旧姓のままの名義である場合

<振込先に指定できる口座>

- 銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合及びゆうちょ銀行の預貯金口座
注:一部のインターネット専用銀行では還付金の振込みができませんので、振込みの可否については、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

期限内に申告・納税を行わなかった場合

- 間違っって少なく申告したり、期限内に申告や納税を行わないと、加算税がかかる場合があります。
- 期限内に納税を行わないと、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。振替納税についても、残高不足等で振替ができなかった場合は、同様に法定納期限の翌日から延滞税がかかります。
- 国税を滞納すると、財産差押えなどの滞納処分を受けることとなります。納付できない事情がある場合には、お早めに税務署(徴収担当)にご相談ください。

国外財産調書の提出制度について

- 居住者(「非永住者」の方を除きます。)の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに提出しなければなりません。
注1:提出期限が、土曜日、日曜日、国民の祝日、休日の場合は、その翌日が期限となります。
注2:国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%減額されます。
注3:国外財産調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合(記載が不十分と認められる場合を含みます。)、その国外財産に関して所得税の申告漏れ(死亡した方に係るものを除きます。)が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。
注4:国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。ただし、期限内に提出しなかった場合には、情状により、その刑を免除することができることとされています(平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に係る違反行為について適用されます。)